1. 地下水汚染の経緯(地下水年度報告書~令和4年度版~より)

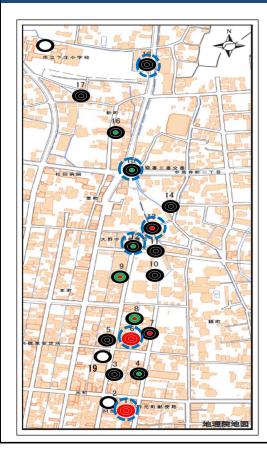
- 平成元年に新町地係の井戸から基準値(0.01mg/L以下)を超える量のテトラクロロエチレンが検出
- 調査により汚染範囲は七間通りを上流端として四番通りを挟んで下流へ広がり、中野地係まで及んでいることが判明
- 判明後、汚染土壌の搬出、生活飲料水用としての仮設水道の設置、仮設ポンプでの汚染水排出などの対応策を実施

2. 現在の主な対応策

1 汚染水排出:仮設ポンプ3台による地下水の強制汲み上げ(汲み上げた地下水は、排水路に排出)

2 水質調査 : 18箇所において1年間で4回実施(6月・9月・12月・3月) ※県では、3箇所において1年間で2回実施

3. 地下水汚染の経年変化(地下水年度報告書~令和4年度版~より)





- 年度最大値が環境基準の1/2を 下回った地点
- 年度最大値が環境基準の1/2を 超えた地点
- ●年度最大値が環境基準を超えた 地点

〇環境基準値:0.01mg/L

〇環境基準値の1/2:0.005 mg/L

1 • • • • 発生源

6・・・・第1仮設ポンプ

8・・・・・第2仮設ポンプ

13・・・第3仮設ポンプ

(一)···継続観測箇所(市)

4. 地下水の水質測定(福井県)

- 継続監視調査 (汚染地域について、継続的に監視を行うための調査)
- 継続監視調査で、全地点が3年以上継続して環境基準以下を確認した後、 下流側への拡がりを確認するための汚染状況詳細調査を実施

5. 定期水質調査の縮小・終了

「環境基本法に基づく環境基準の水域類の型の指定及び 水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」 平成21年11月30日 環境省環境管理局

■定期モニタリング調査の終了

:一定期間、環境基準以下。周辺井戸の調査、総合的に判断

「地下水質モニタリングの手引き」

平成20年8月 環境省水・大気環境局(地下水・地盤環境室)

●調査回数の縮小

:季節変動を踏まえて、高い値が検出された時期(年1回)の測定

●定期調査の終了

:一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であるここと

<終了した事例(テトラクロロエチレン等)>

- 【①調査区域内の全井戸において環境基準の1/2以下が3年間継続
- ②その後に2年間、数地点をさらに調査して、変動がなければ調査終了